

様式第1号(第5条関係)

会議概要

会議の名称	平成30年度第3回久喜市防災会議
開催年月日	平成31年2月19日 火曜日
開始・終了時刻	午後3時00分から午後3時37分
開催場所	久喜総合文化会館 広域文化展示室
議長氏名	久喜市防災会議会長 久喜市長 梅田修一
出席委員(者)氏名	梅田修一、深山富美男、三橋さゆり、相沢正実、金子和欣、長谷部進一、平井幸男、逆井剛人、川上和宏、中村貴子、宮内敦夫、中村 晃、山崎智子、武井 保、齋藤正弘、小森谷良造、椎橋桂子、齋藤悟留、遠藤利明、渋谷克美、上原 満、吉田幹男、榊原 明、饗場 潔、館野忠明、山野井秀一、中村光伸、野口扶美恵、浅川 実、榎本恭子、満木祐子
欠席委員(者)氏名	大儀健一、布施武雄、田中良明、酒巻康至、小林広昭、真田 稔、柿沼光夫、浦田健次、竹内文彦、若林 厚、尾野嘉昭、眞田忠雄、長谷川朱實
説明者の職氏名	菊地課長補佐兼係長
事務局職員職氏名	高橋市民部副部長、高田消防防災課長、川口主幹、菊地課長補佐兼係長、木内主任、長堀主事
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 久喜市地域防災計画(案)について 4 閉会
配布資料	・平成30年度第3回久喜市防災会議次第 ・久喜市地域防災計画(案) ・資料1 久喜市地域防災計画(案)に対する意見・提案等一覧 ・資料2 久喜市地域防災計画(案)追加修正部分
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	2人

## 審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
司会 (高田課長)	<p>お待たせいたしました。改めまして皆さんこんにちは。</p> <p>本日は、たいへんお忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から平成30年度第3回久喜市防災会議を開催いたします。</p> <p>私は、本日の司会を努めさせていただきます、消防防災課長の高田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>お手元の配布資料一覧をご覧ください。</p> <p>まず、本日の会議次第がございます。</p> <p>次に、久喜市地域防災計画(案)でございます。黄色のファイルで綴じてあるものでございます。</p> <p>こちらは、市民意見提出制度(パブリックコメント)による意見・提案や埼玉県との協議を踏まえ、本市の平成31年4月1日付の組織機構改革に対応するための修正を行い、文言等の整理を行ったものでございます。</p> <p>なお、今回は、資料編もつづらせていただいております。</p> <p>次に、資料1の「久喜市地域防災計画(案)に対する意見・提案等一覧」でございます。次に資料2の「久喜市地域防災計画(案)追加修正部分」、以上が、本日の資料となります。</p> <p>ご確認いただき、お手元がない方がいらっしゃいましたら、お申し出いただきたいと存じます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～ な し ～</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、久喜市防災会議会長であります、梅田市長からごあいさつ申し上げます。</p> <p>会長お願いいたします。</p>
会長 (梅田市長)	<p>皆様、改めましてこんにちは。</p> <p>久喜市防災会議の会長を務めさせていただきます久喜市長の梅田修一です。</p> <p>委員の皆様には、日頃から本市防災行政の推進につきまして、それぞ</p>

<p>司会 (高田課長)</p>	<p>れのお立場から多大なるご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、久喜市地域防災計画につきましては、2回の防災会議を開催させていただき、委員の皆様から、素案に対する多くのご意見をいただきました。</p> <p>改めまして、御礼申し上げる次第です。</p> <p>また、昨年12月下旬から本年1月下旬までの1か月間、市民の皆様から素案に対するご意見等を伺うパブリックコメントを実施したところです。</p> <p>このような経緯を踏まえ、本日、3回目の防災会議を開催させていただき、頂戴いたしましたご意見やご提案等に対します本市の考え方や対応方針などをお示しながら、委員の皆様のご審議をいただき、久喜市地域防災計画の改訂について、ご承認を賜りたいと考えております。</p> <p>どうか委員の皆様には、それぞれのお立場での忌憚のないご意見・ご提案をいただければと存じます。</p> <p>結びに、本日ご参会の皆様のみますのご健勝ならびにご活躍をご祈念申し上げます、開催にあたってのあいさつとします。</p> <p>それでは、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、次第に基づきまして、会議に入らせていただきます。</p> <p>会議の進行につきましては、久喜市防災会議条例第3条第3項において、「会長は、会務を総理する。」と規定されておりますので、会長の梅田市長をお願いいたします。</p> <p>梅田市長、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長 (梅田市長)</p>	<p>はい。それでは、会長ということですので、暫時、会議の進行をいたします。</p> <p>議事に入る前に会議録署名委員を指名させていただきます。会議録署名委員については、4号委員の中から2名を指名しておりますので、今回は、山崎委員、武井委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>はじめに、「久喜市地域防災計画（案）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (菊地補佐)</p>	<p>皆様、改めまして、こんにちは。</p> <p>消防防災課の菊地と申します。</p> <p>私の方から説明に入らせていただきますが、少しお時間をいただきますので、大変恐縮でございますが、座ってご説明させていただきます。</p>

失礼いたします。

それでは、お手元の資料1「久喜市地域防災計画（案）に対する意見・提案等一覧」というA3横長の資料をご覧ください。

まず1の市民意見提出制度（パブリック・コメント）についてでございます。

昨年12月21日から本年1月21日までの32日間、市民参加条例に基づく、市民意見提出制度（パブリック・コメント）を実施し、市民の皆様からの意見・提案を求めたところ、寄せられた意見・提案等は、お二人の方から、件数として11件としてまとめさせていただいております。

また、案につきましては、前回の防災会議後、埼玉県に対して、事前相談をさせていただいております。

県の消防防災課では、私どもの事前相談に基づき、県消防防災課はもとより、危機管理課や河川砂防課など関係各課所へ照会の上、意見・提案を2件まとめていただいております。

事前協議結果を含め、お寄せいただいた意見・提案等の内容、ならびに、これらに対する本市の考え方、対応について一覧表にまとめましたので、順次、ご説明をさせていただきます。

それでは、まず、1番の計画案全体を通して、自主防災組織の活動について文書に整理の余地があるという意見・提案等についてでございます。

これに対する、市の回答といたしまして、ご意見に基づき、自主防災組織の活動について文言の整理、記載内容の統一を行わせていただきます。

具体的な整理の内容については、資料2に記載しておりますので、後程資料2のほうでご覧いただきたいと思います。

次に、資料の2ページをご覧ください。

2番、自主防災組織等の訓練で、官民一体となった「水害避難訓練」を行うべきとの意見・提案でございます。

これに対しまして、市の対応としましては、意見・提案等を踏まえ、「地震時・風水害時の避難訓練」を追記いたします。

こちらの具体的な修正内容につきましても、後程資料2でご覧いただきたいと思います。

次に、3番、福祉避難所の指定について、洪水被害にも対応できる2

階や3階のある施設であることが必要とのご意見・ご提案でございます。

これに対し、市の考え方といたしまして、福祉避難所を含む指定避難所の指定については、災害の種別ごとに指定するのではなく、全ての災害に対しての指定避難所として指定することとなっているため、原案のとおりとさせていただきます。

なお、浸水想定区域内の避難所については、洪水時の使用可能階数を利用条件として洪水ハザードマップのほうに明記させていただきます。

次に、資料の3ページをお開きください。

4番、備蓄物資の品目及び場所で、備蓄場所は、洪水時を考えて水没しない場所に保管と明記すべきとのご意見でございます。

これに対し、市の対応といたしましては、ご意見を踏まえ、「備蓄場所は、倒壊の危険性や浸水のおそれなどを念頭に」の文言を追記させていただきます。

具体的な内容については、こちらも後程資料2でご覧いただきます。

次に、5番、給水資機材の整備で洪水時の運搬給水に必要な資機材も明記すべきとの意見・提案についてでございます。

これに対し、市の考え方といたしまして、洪水時に孤立する場所への給水は難しいと考えておりました、基本的には、そのような場所を避けて早めに安全な場所に避難していただくこととなると考えるところでございます。

また、避難時には、出来るだけ必要なものを自分で持参して避難していただくこととなりますので、原案のとおりとさせていただきます。

次に、6番、埼玉県管理の中川について、集中豪雨時の浸水想定区域図を作成し、市町に提出すべき、また、埼玉県知事がおこなう水位情報通知を行うべきとの意見・提案でございます。

これに対し、市の考え方といたしまして、中川の洪水浸水想定区域図の作成は埼玉県の所管事務となりますことから、本計画への記載はせず、原案のとおりとさせていただきます。

なお、浸水想定区域図の作成につきましては埼玉県に要望させていただき、施設管理者には水位について日頃から気に留めておくように働きかけてまいりたいと存じます。

次に資料の4ページをお開きください。

7番、利根川洪水時、1, 2週間の孤立を余儀なくされるが、風水害編の飲料水の確保・供給の記述は地震対策編と全く同じになっている。もっと突っ込んだ分析と、それに基づいた内容にすべきとのご意見・ご

提案についてです。

これに対し、市の考え方といたしまして、利根川の洪水の場合、場所によっては、2週間以上浸水が継続するおそれがあり、基本的には、早めに遠くの安全な場所に避難していただくこととなりますが、孤立してしまった場合には、早急な救助の要請を自衛隊などにしてまいりたいと考えます。

原案では、市民は自ら3日分、推奨1週間分の食料を備蓄し、災害時に活用と記載していることから原案のとおりとさせていただきます。

次に、8番、水害時には車は使えなくなることを想定すべきのご意見・ご提案についてでございます。

これに対し、市の考え方といたしまして、空中輸送手段について風水害編に記載がございますので、原案のとおりとさせていただきます。

次に、9番と10番、埼玉県消防防災課からのご意見・ご提案についてですが、こちらのほうは意見・提案のとおり修正いたします。

次に、資料の5ページをお開きください。

11番、本来の意味の計画とは言えない。計画とは、現状を把握し、改善事項を列挙し、進行管理をするものとの原則で成り立つのご意見についてでございます。

地域防災計画は、予防、応急、復興ごとに国、県、市町村、関係機関がどういった対応をとるべきかが記載されている災害対応の指針にあたる防災基本計画に基づき策定されたもので、本市もやはり、地域防災計画は災害対応の指針と位置付けておりますので原案のとおりとさせていただきます。

次に、12番、「災害時の要配慮者対策」について、総則編と震災対策編で同じ記載が入っており、総則編の準用でよい。また、第6編 複合災害対策編では、震災対策編の準用と記載されており、本来は総則編にあることを準用すべきのご意見についてでございます。

「災害時の要配慮者対策」については、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正を受け内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、市、県をはじめとした関係団体等は、避難行動要支援者の支援対策を推進していくことになりました。

このような背景を踏まえ、総則編に記載した内容ですが、改めて震災対策編にも記載したところでございます。

なお、複合災害対策編につきましては、ご意見・ご提案のとおり修正

させていただきます。

最後に13番、市の計画の中での自主防災組織の位置づけについて、

- ①自主防災組織に期待する活動について、自主防災組織と市が協議し合意すべき
- ②自主防災組織の活動で、市の計画に記載される事項については、市の監督責任があること
- ③災害時の自主防災組織の活動のうち、市の計画に記載される事項については、自主防災組織のメンバーの安全が確保されるよう市が指導する責任があること

以上の3つの原則を明確にするのご意見・ご提案についてでございます。

消防庁が作成している「自主防災組織の手引き」によりますと、「自主防災組織とは「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。」と説明されております。

災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されております。

自主防災組織が取り組むべき活動については、災害の種別、地域の自然的、社会的条件、住民の意識等が地域によって様々であることから、活動の具体的範囲及び内容を画一化することは困難で、地域の実情に応じた組織の結成が進められることが必要です。

そのため、自主防災組織の活動に対する市の責務について計画に定めることはできませんので、原案のとおりとさせていただきます。

以上が資料1「久喜市地域防災計画（案）に対する意見・提案等一覧」でございます。

続きまして、資料2「久喜市地域防災計画(案)追加修正部分」をお手元にご用意ください。こちらは、前回の防災会議終了後以降、先ほどの市民意見提出制度等の意見・提案を含め、追加修正した部分の抜粋でございます。表の見方ですけれども、左側が追加箇所、真ん中に追加修正後、一番右側が追加修正前という新旧対照の形になっております。

1ページ上段は、埼玉県春日部農林振興センター様の業務の大綱が記載されておりませんでしたので、協議のうえ、記載させていただきました。

なお、太字になっているところが変更部分となります。

中段・下段は先ほどの資料1の項目1のご意見の反映部分でございます。

す。

次に、2ページをお開きください。

1段目は資料1の項目2のご意見の反映部分でございます。

2段目は、平成28年4月「避難所運営のガイドライン」が内閣府において策定されまして、その中で、「避難所の質の向上」を考えるときに参考にすべき国際基準として、スフィアプロジェクトの「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」が紹介されています。

その基準において、1人あたり3.5㎡を超える居住空間が必要とされていることから、その基準を用いる修正を行いました。

3段目は資料1の項目4のご意見の反映部分でございます。

4段目と3ページ、4ページ、5ページ1段目までですが、こちらにつきましては、「要援護者登録台帳」と記載されていた部分について、正式名称の「要援護者見守り支援登録台帳」と修正するということとございます。4段目から3ページ、4ページ、5ページの1段目まで同じ記載の変更となります。

5ページをお開きください。5ページ2段目は、資料1の項目1のご意見の反映部分でございます。

3段目につきましては、申しわけございません、誤植がございましたので修正させていただくものでございます。

4段目から6ページ2段目までは、想定最大規模降雨による浸水想定区域図が公表され、それを踏まえ、被害について新たに解析したことによる文言の修正でございます。被害想定の変更となっております。

6ページ3段目でございます。資料1の項目1の反映部分となります。同じく6ページの4段目は国際基準のスフィアプロジェクトの先ほどの反映部分となっております。

6ページ5段目は、本市は土砂災害指定区域がないことから「土砂災害」という文言を削る修正を行ったものでございます。

7ページ1段目は、資料1の項目4の反映部分でございます。



2 段目、8 ページの 1 段目は先程の正式名称の反映部分でございます。

8 ページの 2 段目をご覧ください。資料 1 の項目 1 の反映部分でございます。

3 段目は、資料 1 の項目 9 の反映部分でございます。

9 ページ 1 段目は正式名称の反映部分でございます。

2 段目は資料 1 の項目 10 の反映部分でございます。

最後 10 ページになります。機構改革に伴う部署名の変更でございますが、本市は平成 31 年 4 月 1 日に機構改革を行い、部・課の新設等を行う予定です。その新組織に対応するため、今回の計画案では新組織で表記させていただいております。

お手数ですが、黄色の紙の分厚いファイルの冊子に閉じられている計画案の 68 ページをご覧くださいと思います。

こちらが、平成 31 年 4 月 1 日現在の市の組織を基にした災害対策本部の組織図となります。大きな変更点といたしましては、本部員の健康増進部長が健康・子ども未来部長に変更となること、それに伴いまして、健康増進部が健康・子ども未来部に変更になり、健康・子ども未来部に「子ども支援班」を新設する、また、「上下水道部」に「上下水道総務班」を新設する点でございます。

ページをめくっていただきまして、69 ページ以降、各部班の事務分掌等や動員配備計画なども新組織に対応した形で記載させていただいております。

風水害編から震災編についても同様の記述内容となっております。

では、続きまして、「久喜市地域防災計画（案）資料編」について、ご説明をさせていただきます。

資料編につきましては、今見ていただいております冊子の後ろのほう、途中でピンクの仕切りがございます。すみません。黄色いところもあると思います。一番後ろの仕切りになったところ、ピンクの仕切りでございます。こちらの資料編でございますが、現行計画資料を基本に、この度の様々な改訂事項を盛り込んで作成しております。

変更となった部分について、概要の説明をさせていただきます。

こちらのピンクの仕切りをめくって資料編をめくっていただきまして、目次がございますので、そちらをご覧ください。資料編の目次です。

が、大きく変わりましたが、

資料の10 指定緊急避難場所・指定避難所一覧、  
資料の19 浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧の2つとなります。

それでは、最初に資料の10の指定緊急避難場所・指定避難所の関係ですが、45ページをお開きください。

指定緊急避難場所・指定避難所の考え方でございますが、第1回目の会議でもお話しさせていただいたとおり、主に自治会等が任意に選定する「一時避難場所」の記載について削除させていただきました。

ただし、自治会等が任意で選定することを否定するものではございませんので、48ページまで資料は続きますが、そちらの最後に指定緊急避難場所・指定避難所とは分けて、参考として記載をさせていただきました。48ページの106番の下から一時避難場所ということで記載はさせていただいております。

また、想定最大規模降雨の浸水想定区域図が公表されたことにより、解析の結果、洪水時の指定緊急避難場所として指定させていただいていた場所で浸水が及ぶこととなったため、指定を取り消した施設がございます。

46ページ30番の清久コミュニティセンター・西公民館と48ページ101番権現堂公園（1号公園）でございます。

こちらのほうは洪水時の指定緊急避難場所の指定を取り消させていただいております。洪水の欄がマルではなく、横棒、バーになっていることが確認できると思います。

また、現行計画では指定させていただいておりました農村センターと栗橋いきいき活動センターしずか館については、耐震基準を満たしておらず、危険性があるため、指定緊急避難場所・指定避難所いずれの指定も取り消させていただいております。一覧表からは削除させていただいております。

加えて、栗橋公民館につきましても体育館以外の施設は耐震基準を満たしておらず、危険性があるため、指定の場所を体育館に限定させていただき、そうしますと体育館は浸水想定を下回ってしまいますので、洪水時の指定緊急避難場所の指定を取り消させていただいております。

逆に、追加した施設がございます。

46ページ31番の青葉公民館でございます。

こちらは、既に指定避難所の指定と地震時の指定緊急避難場所として指定していたところですが、今回新たな浸水想定で解析をしたところ、洪水時に2階以上が利用可能となったことから新たに洪水時の指定緊急避難場所としても指定するものでございます。

次に、33番と34番の栗原記念会館と花みずき会館でございます。

	<p>こちらは、地震時及び洪水時の指定緊急避難場所、補助避難所としての指定避難所として新たに指定をさせていただいております。</p> <p>以上を踏まえて、市全体での指定箇所数ですが、地震の指定緊急避難場所は2箇所増えて106箇所、洪水時の指定緊急避難場所は2箇所減りまして56箇所、指定避難所は増減なしの79箇所、その内訳は、いずれも増減なしでございまして、拠点避難所23箇所、補助避難所38箇所、福祉避難所18箇所となります。以上が資料10の説明でございました。</p> <p>次に、資料編62ページをご覧ください。</p> <p>資料19でございまして。水防法により、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがある要配慮者利用施設については、地域防災計画で位置付けなくてはならないことからその種別ごとに記載しているものでございまして、今回の改訂に合わせ、経年変化による施設の時点修正と、種別の削除と追加がございまして。</p> <p>まず、現行で記載していた高等学校ですが、高校生につきましては、要配慮者とするよりも、逆に、地域に貢献していただける有力な存在であると考えため、今回の改訂において要配慮者利用施設一覧から削除いたしました。</p> <p>また、71ページから72ページをご覧いただきたいと思っております。71ページの一番下、有床施設を対象として病院・診療所を新たに記載させていただいております。</p> <p>以上が、久喜市地域防災計画（案）資料編で変更となった主な部分でございまして。</p> <p>駆け足の説明となり、大変恐縮でございまして、以上を事務局からの説明とさせていただきます。</p> <p>ただ今、事務局から「久喜市地域防災計画（案）について」の説明がございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、ご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。</p> <p>～なし～</p>
<p>会長 (梅田市長)</p>	<p>特にご意見等よろしいでしょうか。</p>
<p>会長 (梅田市長)</p>	<p>それでは、ご質問、ご意見等がないようでございますので、改めてお諮りいたします。久喜市地域防災計画（案）については、原案のとおり</p>

<p>司会 (高田課長)</p>	<p>決定ということによろしいでしょうか。</p> <p>～異議なし～</p> <p>異議なしとのことですので、久喜市地域防災計画（案）については、異議ないものと認め、原案のとおり決定とさせていただきます。</p> <p>以上で、予定いたしました議事については、終了とさせていただきます。</p> <p>皆様方のご協力によりまして、円滑に議事を進めることができました。ご協力に感謝申し上げます、議長の任を解かさせていただきます。</p> <p>本日の防災会議をもちまして、久喜市地域防災計画の改訂に関する審議はいったん終了となりますが、引き続き防災行政につきまして、ご指導を賜りますよう、心からお願い申し上げます。</p> <p>大変長い期間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には大変お忙しいなか、久喜市防災会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>なお、ただいまご承認をいただきました久喜市地域防災計画につきましては、製本等を行いまして、出来上がり次第委員の皆様へ配布させていただきますと考えております。</p> <p>ご了承いただけますようお願い申し上げます。</p> <p>今後ともなお一層のご指導、ご協力のほどをお願いいたしまして、平成30年度第3回久喜市防災会議を閉会といたします。</p> <p>長時間にわたり誠にありがとうございました。</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>平成31年3月19日</p> <p style="text-align: center;">会 長 梅 田 修 一</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">署名委員 山 崎 智 子</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">署名委員 武 井 保</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/>	

